

5. マイナンバーの早期ご提出に関するお願い

(1) マイナンバーの届出について

1. 最新の資格情報で医療機関を受診するためには、マイナンバーの登録が必須です。資格取得届等は、事由発生から5日以内にご提出いただくとともに、マイナンバー・氏名・生年月日・性別・住民票住所を正確にご記入いただきますようお願いいたします。（健康保険法施行規則第24条）
2. 上記1. の届出を受領後、当組合がデータ登録をすることでマイナ保険証による受診が可能となります。
(データ登録は概ね届出受領後2～5日を見込んでいます。)
3. 上記1. の届出にマイナンバーが正確に記載されていない場合には、以下の点にご留意ください。
 - ・法令上、マイナンバーの記載が求められていることから、別途ご提出をお願いします。
 - ・データ登録完了には相当期間を要する場合があります。
 - ・データ登録完了までの間はマイナ保険証による受診ができません。

(2) データ登録完了の確認方法について

- ・データ登録後に「資格情報のお知らせ」を交付いたしますので、原則、お手元に届いた時点でマイナ保険証による受診が可能です。
- ・スマートフォンをお持ちの方は、マイナンバーカード認証を用いてマイナポータルにアクセスすることでご確認いただけます。
資格情報が最新になっていればデータ登録が完了しているため、「資格情報のお知らせ」を待たずにマイナ保険証での受診が可能です。